

■ 手数料に関する事項

- ・ 手数料は、有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書 または覚書等に定めるものとします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	一切申し受けません
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、求人・求職者に提供する紹介のサービス当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の30%を上限とする。 (手数料負担者は求人者とします。)
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の30%を上限とする。 (手数料負担者は求人者とします。)